平成２８年（フ）第１１７５号
福岡県筑紫郡那珂川町大字西畑1059番地１
破産者　小林　弘美（旧姓野見山）
１　決定年月日　平成28年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２２７号
福岡市博多区住吉４丁目30番６号
破産者　辻川　　豊
１　決定年月日　平成28年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３２５号
福岡市中央区小笹２丁目６番８号
破産者　川上　美香（旧姓梶原）
１　決定年月日　平成28年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６３号
長崎県長崎市稲佐町13番23号　コーポ菜切202号、旧住所長崎県長崎市城山台１丁目42番１－617号
破産者　今村　孝代
１　決定年月日　平成28年11月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
青森県弘前市大字田園５丁目３番地11
破産者　大崎　志乃
１　決定年月日　平成28年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７９１号
横浜市栄区犬山町58番15号
破産者　喜名　一夫
１　決定年月日　平成28年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１２５号
横浜市旭区上白根町806番地71
破産者　小峰正農夫
１　決定年月日　平成28年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８７３号
横浜市金沢区釜利谷西１丁目32番13号
破産者　天野　公義
１　決定年月日　平成28年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９２８号
横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番６－407号
破産者　大廣　　満
１　決定年月日　平成28年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３２号
愛知県犬山市字城山69番地15
破産者　吉崎　信一
１　決定年月日　平成28年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第９１号
滋賀県蒲生郡日野町大字中山2998番地
破産者　池元　宗章
１　決定年月日　平成28年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１０３号
滋賀県彦根市彦富町370番地１コーポ・マサ202号、前住所滋賀県東近江市福堂町3255番地
破産者　ショップサービス　タイナカこと　田井中文雄
１　決定年月日　平成28年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１２４号
滋賀県彦根市平田町990－１　ハミルトンプリンセス108号、住民票上の住所奈良県奈良市狭川両町500番地
破産者　今井　修治
１　決定年月日　平成28年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４３１号
埼玉県越谷市南越谷５丁目14番地16
破産者　愛幸ホーム株式会社
１　決定年月日　平成28年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１７８６号
奈良市二条町１丁目１番９号
破産者　株式会社モリモト家具友の会
１　決定年月日　平成28年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６３号
滋賀県犬上郡甲良町金屋140番地
破産者　有限会社長谷川工業所
１　決定年月日　平成28年11月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第３６号
愛媛県西条市周布573番地
破産者　有限会社三好ポンプ工業所
１　決定年月日　平成28年11月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２３８号
神奈川県横須賀市野比３丁目１番３－408号
破産者　小川　博幸
１　決定年月日　平成28年11月24日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第６５５号
札幌市豊平区豊平６条10丁目５番25号　リバティヒノデ101号
破産者　矢野　正憲
１　決定年月日　平成28年11月25日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部